

# 青森県新型インフルエンザ 医療確保計画

【第1版】

(平成20年3月27日)

青森県

項目	頁
I はじめに	1
1 目的	1
2 実施時期等	1
II 医療提供体制の基本的な考え方	2
1 基本的な考え方	2
2 発生段階ごとの医療提供体制の概要	3
3 新型インフルエンザと分離して確保する医療	5
4 地域における医療確保に係る調整	8
5 総合的な新型インフルエンザ対策に係る危機管理体制	9
III 新型インフルエンザ医療相談センター	11
1 設置目的	11
2 設置主体及び手続き	11
3 設置期間	11
4 機能	11
5 相談体制等	12
6 関係機関との連携	12
IV 新型インフルエンザ外来	13
1 設置目的	13
2 設置主体及び手続き	13
3 設置場所	14
4 設置期間	14
5 機能	14
6 運営における留意事項	15
7 設置主体に対する支援	15
V 県内流行期・大規模流行期における入院病床の確保について	16
1 既存病床の活用	16
2 医療機関以外の患者収容施設	17
VI 社会福祉施設等における対応	20
1 まん延防止対策	20
2 施設内での新型インフルエンザ発生時の対応	20
3 地域における連携について	21

VII	情報共有のあり方	22
1	情報共有	22
2	県民に対する情報提供	23
3	報道機関に対する協力の要請	23
VIII	地域における新型インフルエンザ対策	24
1	地域における新型インフルエンザ対策	24
2	新型インフルエンザ対策地域協議会	24
3	地域新型インフルエンザ医療確保シート	24
	様式：地域新型インフルエンザ医療確保シート	25
	参考資料：新型インフルエンザ外来の設置・運営について	29

# I はじめに

## 1. 目的

本計画は、「青森県新型インフルエンザ対策行動計画」（以下、「行動計画」という。）に定める「医療体制の確保」について、県、保健所、医療機関、医師会、市町村等の合意のもとに具体化し、新型インフルエンザ対策に係る医療提供体制の基本方針を定めることを目的とする。

本計画は、各実施主体の合意により運用するものであり、対策の実施主体となる、県、保健所、医療機関、医師会、市町村等は、新型インフルエンザ対策を円滑に進めるため、本計画に基づいて、それぞれの対策を進めることとする。

## 2. 実施時期等

### (1) 実施時期

本計画の実施時期は、行動計画に定める「未発生期」から「県内流行期・大規模流行期」までとし、「未発生期」において、各地域における具体的な医療提供体制のあり方を定めた後、発生段階に応じて、順次、本計画に定める内容を実施する。

なお、発生段階ごとの実施内容については、「2. 発生段階ごとの医療提供体制の概要」に記載している。

### (2) 見直し

今後、国等から、新型インフルエンザに係る新たな取扱や対策などが示された場合には、必要に応じて見直しを行う。

## Ⅱ 医療提供体制の基本的な考え方

### 1. 基本的な考え方

#### (1) 実施体制

- ① 本計画に、本県の新型インフルエンザに係る医療提供体制の基本的な考え方を定めるが、新型インフルエンザ対策については、地域における対応が必要となることから、地域の具体的な医療提供体制については、保健所が中心となって、地域の中核病院、郡市医師会、市町村、搬送機関等の関係機関で構成する「新型インフルエンザ対策地域協議会」を設置し、協議を行って定める。

また、各地域の医療提供体制については、保健医療圏ごとに「地域新型インフルエンザ医療確保シート」に記載して明らかにする。

- ② 地域における医療確保対策は、保健医療圏を単位として行うこととし、保健所長が保健医療圏における医療確保対策の調整を行う。また、保健医療圏を超えた調整は、保健衛生課長が行う。

なお、青森地域保健医療圏においては、東地方保健所長と青森市保健所長の協議により調整方法を決定する。

- ③ 総合的な新型インフルエンザ対策については、「青森県新型インフルエンザ対策危機管理要綱」に基づき、知事を本部長とする青森県新型インフルエンザ対策本部を設置して対応する。また、地域においては、地域県民局長を本部長とする青森県新型インフルエンザ現地対策本部を設置して対応を行う。

注：地域の中核病院としては、災害拠点病院、感染症指定医療機関、新型インフルエンザ協力病院などを想定している。

#### (2) 医療確保対策のあり方

- ① 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下、「感染症法」という。)に基づく入院勧告中止後には、基本的に全ての医療機関において、新型インフルエンザ医療に対応する。
- ② 入院勧告中止後には、人工透析、産科医療、精神科医療については、新型インフルエンザと分離して確保することとし、「新型インフルエンザ対策地域協議会」における協議により、保健医療圏ごとに、人工透析、産科医療、精神科医療を専ら担う医療機関を具体的に定める。

- ③ 国が定めた「医療体制に関するガイドライン」における発熱相談センターに相当するものとして、各保健所に、新型インフルエンザ医療相談センターを設置する。
- ④ 国が定めた「医療体制に関するガイドライン」における発熱外来に相当するものとして、地域の中核病院等に新型インフルエンザ外来を設置する。
- ⑤ 既存病床を十分活用した上で、更に増床を行っても、患者収容が困難となった場合に、医療機関以外の患者収容施設を設置する。

注：「感染症法」に基づく入院勧告について

「感染症法」第 19、20 条において、一類、二類感染症のまん延防止を図るため、当該感染症の患者に対し、入院勧告を行うことができる。新型インフルエンザ（H5N1）患者は、二類相当の指定感染症患者として、感染症指定医療機関に入院させるが、緊急やむを得ない場合には、感染症指定医療機関以外の都道府県知事が適当と認める病院若しくは診療所に入院させることができる。

## 2. 発生段階ごとの医療提供体制の概要

患者発生状況	県行動計画 発生段階	WHO フェーズ	医療提供体制の概要
国内外とも新型インフルエンザ患者が発生していない段階	未発生期	1～3	①「青森県新型インフルエンザ医療確保計画」を策定する。 ②保健所が、「地域新型インフルエンザ医療確保シート」を策定する。
国外で、新型インフルエンザ患者が発生したが、国内では発生していない段階	海外発生期	4 A	①保健所に新型インフルエンザ医療相談センターを設置する。 ②保健所は、感染症法に基づく入院勧告、積極的疫学調査を行う。 ③感染症指定医療機関等（協力医療機関含む。以下同じ）は、入院勧告患者を受入れる。

患者発生状況	県行動計画 発生段階	WHO フェーズ	医療提供体制の概要
国内で、新型インフルエンザ患者が発生したが、本県では発生していない段階	国内発生期	4 B (県外)	①～③同上
県内に新型インフルエンザ患者が発生した段階	県内発生・ 小流行期	4 B (県内) 5 B (県内)	①～③同上 ④県は、入院勧告の中止について、感染症指定医療機関等との協議及び検討を行う。 ⑤地域の中核病院等に、新型インフルエンザ外来を設置する。 ⑥医療機関以外の患者収容施設の設置準備を行い、必要に応じて設置する。
新型インフルエンザ患者が増加し、全ての入院医療機関において、使用可能な病床を動員する段階	県内流行期・大規模流行期	6 B (県内)	①保健所に新型インフルエンザ医療相談センターを設置する。
入院を要する新型インフルエンザ患者が膨大となり、新たな病床増設が必要となる段階			②県は国との協議により、感染症法に基づく入院勧告を中止する。 ③地域の中核病院等に、新型インフルエンザ外来を設置する。 ④基本的に、全ての医療機関が新型インフルエンザ医療に対応し、入院を要する新型インフルエンザ患者を受入れる。 ⑤医療機関以外の患者収容施設を設置する。
新型インフルエンザの流行が終息傾向に入った段階	県内流行終息期	後パンデミック期（リカバリ期）	①新型インフルエンザ医療相談センターを中止する。 ②新型インフルエンザ外来を中止する。 ③医療機関以外の患者収容施設を中止する。 ④平常の医療提供体制へ速やかに復帰する。

注：国が策定した「新型インフルエンザ対策行動計画」では、国内での発生段階に応じて、WHO フェーズ ごとに、国内非発生を A、国内発生を B として分類しているため、WHO フェーズ の記載にあたっては、海外発生期以降に A B を記載し、国内発生期以降には、県内状況についても（ ）内に記載した。

なお、WHO フェーズとは、WHO（世界保健機関）が定めた、新型インフルエンザ発生状況の分類であり、その定義は下記のとおりである。

フェーズ	定義
1	ヒトにおいては新たな亜型のインフルエンザウイルスは同定されていない。動物においては、ヒトに感染する恐れのあるインフルエンザウイルスが存在しているが、もしも動物に見られたとしても、ヒトへの感染リスクは小さいと考えられる。
2	ヒトにおいては新たな亜型のインフルエンザウイルスは同定されていない。しかしながら、動物において循環している亜型インフルエンザウイルスが、ヒトへの発症に対してかなりのリスクを提起する。
3	新しいヒト感染（複数も可）が見られるが、ヒトーヒト感染による拡大は見られない、あるいは非常にまれに密接な接触者（例えば家族内）への感染が見られるにとどまる。
4	限定されたヒトーヒト感染の小さな集団（クラスター）が見られるが、拡散は非常に限定されており、ウイルスがヒトに対して十分に適合していないことが示唆されている。
5	より大きな（一つあるいは複数の）集団（クラスター）が見られるが、ヒトーヒト感染は依然限定的で、ウイルスはヒトへの適合を高めているが、まだ完全に感染伝播力を獲得していない（著しいパンデミックリスクを有していない）と考えられる。
6	パンデミック期：一般のヒト社会の中で感染が増加し、持続している。 小康状態：パンデミック期が終わり、次の大流行（第2波）までの期間。 第2波：次の大流行の時期
後パンデミック期	パンデミック間期への回帰

### 3. 新型インフルエンザと分離して確保する医療

#### (1) 新型インフルエンザと分離して確保する医療

県内流行期・大規模流行期において、入院勧告が中止された後に、新型インフルエンザと分離して、別途確保する医療は、以下のとおりとする。

##### ① 人工透析、産科医療

(理由) 当該医療の提供がなければ生命維持が困難な医療であるため。

##### ② 精神科入院医療

(理由) 医療の提供にあたり、他科と分離して取扱うことが適切と考えられるため。

## (2) 人工透析医療の確保

- ① 専ら人工透析医療を提供している診療所は、新型インフルエンザ医療に対応せず、人工透析医療の確保に専念して、他の医療機関からの紹介患者を受け入れる。

ただし、原則として、入院中の患者が新型インフルエンザを発症した場合には、当該診療所内で引き続き診療を行う。

- ② 人工透析医療を提供している病院は、新型インフルエンザにも対応することとし、新型インフルエンザ外来を設置するなど、新型インフルエンザ患者と人工透析患者との分離に留意して、人工透析医療の確保に努める。

しかし、「新型インフルエンザ対策地域協議会」における協議の結果、新型インフルエンザに対応しないと認めた病院についてはこの限りではない。

## (3) 産科医療の確保

- ① 専ら産科医療を提供している診療所は、新型インフルエンザ医療に対応せず、産科医療の確保に専念して、他の医療機関からの紹介患者を受け入れる。ただし、原則として、入院中の患者が新型インフルエンザを発症した場合には、当該診療所内で引き続き診療を行う。

- ② 産科医療を提供している病院は、新型インフルエンザについても対応することとし、新型インフルエンザ外来を設置するなど、新型インフルエンザ患者と産科患者との分離に留意して、産科医療の確保に努める。

しかし、「新型インフルエンザ地域協議会」における協議の結果、新型インフルエンザに対応しないと認めた病院についてはこの限りではない。

- ③ 本県においては、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センターを指定し、青森県周産期医療システムに基づく産科医療の提供が行われている。

よって、地域における産科医療の確保については、青森県周産期医療システムを踏まえながら、「新型インフルエンザ対策地域協議会」における協議を行って、搬送体制と併せて定めることとする。

#### (4) 精神科医療

専ら精神科入院医療を提供している医療機関は、新型インフルエンザ医療に対応せず、精神科入院医療の確保に専念する。

ただし、原則として、入院中の患者が新型インフルエンザを発症した場合には、当該医療機関内で引き続き医療を提供する。

【参考】人工透析、産科医療、精神科医療を提供する医療機関における新型インフルエンザ医療提供の概要（感染症指定医療機関等を除く。）

時期	人工透析		産科医療		精神科
	診療所	病院	診療所	病院	精神科入院医療機関
感染症法に基づく入院勧告実施時	—	—	—	—	—
感染症法に基づく入院勧告中止後	—	○	—	○	—

新型インフルエンザ患者の受入れ体制をとる場合に○を記載

※ 入院勧告実施時は、感染症指定医療機関等において対応する。

※ いずれの医療機関も当該医療機関内での発生患者には対応する。

#### (5) 救急医療の確保

① 救急医療体制については、主として、救命救急センター、休日夜間急患診療所、救急告示医療機関、二次輪番病院が担っているが、地域によって、救急医療体制が異なることから、具体的なあり方については、各地域の実情を踏まえ、「新型インフルエンザ対策地域協議会」における協議を行って定める。

② 救急医療確保に係る基本的な考え方を以下のとおり定める。

ア 新型インフルエンザの大流行期には、県民に対し、新型インフルエンザも含め、医療機関の診療時間内に受診するよう要請し、時間外受診患者の抑制を図る。

イ 新型インフルエンザに係る救急医療においては、医療機関に対する患者情報の伝達を徹底するとともに、新型インフルエンザ外来において対応するなど、一般救急医療への影響を最小限とするよう取り組む。

#### 4. 地域における医療確保に係る調整

(1) 地域における医療確保は、保健医療圏を単位として行い、当該保健医療圏を所管する保健所長が、医療確保対策に係る調整を行う。

なお、青森地域保健医療圏においては、東地方保健所長と青森市保健所長の協議により、予め調整方法を決定しておく。

また、保健医療圏を超えた調整が必要な場合は、保健所長の要請に基づき、保健衛生課長が調整を行う。

(2) 保健所長は、地域における医療確保を図るため、以下の調整を行う。

① 【医療機関の紹介に係る基準】に従い、地域住民に対する医療機関の紹介を行う。

【医療機関の紹介に係る基準】

ア 「地域新型インフルエンザ医療確保シート」に定める医療体制に基づいて紹介を行う。

イ 各病院の空床や医療機能の状況を踏まえて、特定の医療機関に負担が集中しないよう調整を行う。

ウ 入院患者紹介における優先順位は以下のとおりとするが、地域の医療資源の状況に応じて適宜判断する。

第一順位 地域の中核病院

第二順位 公的病院

第三順位 民間病院

第四順位 公的診療所

第五順位 民間診療所

エ かかりつけ医がいる場合は、可能な限り、患者及びかかりつけ医の意向を尊重する。

② 病床が不足した医療機関に対し、患者受入れ可能な医療機関を紹介する。

③ 医療従事者が不足した医療機関に対し、医療従事者の派遣などの支援が可能な医療機関を紹介する。

④ その他、地域の医療確保のために必要な調整を関係機関等と行う。

## 5. 総合的な新型インフルエンザ対策に係る危機管理体制

県の危機管理体制は、「青森県危機管指針」及び「青森県健康危機管理対策実施要綱」の枠組みに従って構築することとし、「青森県新型インフルエンザ対策危機管理要綱」を策定して、実施体制や手続き等について具体的に定めるが、その概要は以下のとおりである。

### (1) 危機管理体制

- ① 保健衛生課長は、厚生労働大臣が「国内でのヒト—ヒト感染発生宣言」を行った際には、健康福祉部長の指示を受けて、知事、副知事に対し報告を行う。知事は、報告の内容を踏まえて、知事を本部長とする青森県新型インフルエンザ対策本部（以下、「対策本部」という。）の設置を決定する。
- ② 対策本部は、国内での流行状況を踏まえて、地域県民局長を本部長とする青森県新型インフルエンザ現地対策本部（以下、「現地対策本部」という。）の設置を決定する。

### (2) 関係機関との連携

- ① 対策本部及び現地対策本部（以下、「対策本部等」という。）は、市町村、医療機関及び医療関係団体、その他の公的機関との連携・協力体制を構築し、必要に応じて、これらの関係機関及び本部長等が必要と認められた機関に対し、対策本部会議等への出席を要請する。
- ② 青森市保健所については、東青地域県民局地域健康福祉部保健総室と協力して、医療確保対策にあたることから、東青地域に設置する現地対策本部への参加を要請する。

## 【新型インフルエンザ医療確保計画における連携体制について】

### 青森県新型インフルエンザ対策本部

本部長：知事

副本部長：副知事

本部員：健康福祉部長、総務部長、企画政策部長、環境生活部長、商工労働部長、農林水産部長、県土整備部長、エネルギー総合対策局長、出納局長、行政改革・危機管理監、教育長、警察本部長、病院局長

事務局長：健康福祉部次長（保健衛生課所管）

事務局：健康福祉政策課、保健衛生課

保健衛生課【健康危機の所管課として、新型インフルエンザ対策を講じるとともに、健康福祉政策課と連携して、事務局を運営する。】

連携・協力

県医師会、全国自治体病院協議会青森県支部、市町村等

### 青森県新型インフルエンザ現地対策本部（各県民局）

本部長：地域県民局長

副本部長：地域健康福祉部長又は地域県民局長が指名する者、地域健康福祉部保健総室長

本部員：地域連携部長、県税部長、地域健康福祉部長、地域農林水産部長、地域整備部長、教育事務所長、警察署長

事務局：地域健康福祉部保健総室（県保健所）

地域健康福祉部保健総室【健康危機の所管機関として、新型インフルエンザ対策を講じるとともに、事務局を運営する。】

連携・協力

地域の中核病院等（災害拠点病院、感染症指定医療機関など）、郡市医師会、市町村等

## Ⅲ 新型インフルエンザ医療相談センター

国が定めた「医療体制に関するガイドライン」における発熱相談センターに相当するものとして、新型インフルエンザ医療相談センター（以下、相談センターという。）を設置する。

注：新型インフルエンザ（疑いを含む。）に関する相談であることを明確にするために、名称を「新型インフルエンザ医療相談センター」とした。

### 1. 設置目的

- (1) 新型インフルエンザに係る地域住民の相談に対応する。
- (2) 患者の早期発見とまん延防止を図る。
- (3) 適切な医療機関を紹介することにより混乱を防止する。

### 2. 設置主体及び手続き

健康福祉部長は、海外発生期以降、相談センターの設置が必要と判断したときには、県の各保健所に対し設置を指示し、青森市保健所に設置を要請する。

### 3. 設置期間

海外発生期～県内流行期・大規模流行期の期間に設置する。

### 4. 機能

相談センターの機能については、新型インフルエンザの発生状況に応じ、大きく2段階に分けて整理する。

#### (1) 海外発生期～国内発生期

- ① 患者等の早期発見のための情報収集
- ② 患者等に対する受診指導
- ③ 地域及び医療機関におけるまん延防止のための助言・指導
- ④ 地域住民の心理的不安への対応

#### (2) 県内発生・小流行期～県内流行期・大規模流行期

- ① 患者等に対する療養上の助言・指導
  - ア 自宅療養に関する助言・指導

- イ 適切な医療機関の紹介
- ウ 地域及び医療機関におけるまん延防止のための助言・指導
- エ 地域住民の心理的不安への対応

## 5. 相談体制等

基本的に、相談対応は電話により行うこととし、受付時間及び実施体制については、新型インフルエンザの発生状況や地域の実情に応じて、保健所が決定する。

## 6. 関係機関との連携

- (1) 相談センター設置については、地域住民をはじめ、地域の医療機関、郡市医師会、市町村等の関係機関に対し、十分に周知を図る。
- (2) 救命救急センター、休日夜間急患診療所、救急告示医療機関、二次輪番病院、消防署に対しても、相談や問合せが想定されるため、相談体制構築にあたっては、相談対応マニュアル作成や各関係機関との協議などを行って、連携の強化に努める。
- (3) 生活維持や埋葬等に関する相談は、市町村の所管となることから、相談センター設置にあたっては、市町村の新型インフルエンザ相談窓口との連携を図る。

## IV 新型インフルエンザ外来

国が定めた「医療体制に関するガイドライン」における発熱外来に相当する機関として、新型インフルエンザ外来を設置する。

注：新型インフルエンザ（疑いを含む）に関する外来であることを明確にするため、名称を新型インフルエンザ外来とする。

### 1. 設置目的

- (1) 新型インフルエンザのまん延の防止
- (2) 新型インフルエンザに係る適切な診療体制の確保
- (3) 一般医療機関の負担軽減

### 2. 設置主体及び手続き

設置主体及び手続きは以下のとおりとするが、現時点では、国において、医療法等の現行法令上の取扱が示されていないことから、今後、取扱が示された段階で再度見直しを行う。

#### (1) 設置主体

- ① 診療費用は保険診療扱いとされる見込みであるため、保険医療機関の開設者を設置主体とする。
- ② 新型インフルエンザ外来は、地域の中核病院及び希望する医療機関が設置する。
- ③ 新型インフルエンザ外来を設置する病院は、各保健医療圏において、「新型インフルエンザ対策地域協議会」の協議により決定し、「地域新型インフルエンザ医療確保シート」に記載する。

#### (2) 設置手続き

- ① 保健所長は、県内発生・小流行期において、新型インフルエンザ外来の設置が必要と判断した場合に、「地域新型インフルエンザ医療確保シート」に定める病院に対し、設置要請を行う。
- ② 要請を受けた病院及び設置を希望する医療機関は、保健所長に対し「新型インフルエンザ外来設置届」を提出する。

また、保健所長への届出の際には、新型インフルエンザ外来の設置場所、設備、人員配置などの概要を記載した資料を添付する。

- ③ 新型インフルエンザ外来の設置場所、設備、人員配置は、設置主体が、医療機関の規模、構造等を踏まえて決定するが、設置にあたっては、新型インフルエンザ患者と一般患者（新型インフルエンザ以外の患者。以下同じ。）が混在しないようスペース・動線を確保し、5に定める機能を確保する。（設置例は参考資料のとおり。）

### 3. 設置場所

設置場所は、以下のとおりとするが、(2)(3)の場合には、医療法上必要な手続き、許可が行われていないことが想定されることから、県は、医療法等の法令上必要な申請に対し速やかに対応を行う。また、必要に応じて、国に対し、手続きの簡素化を認めるよう要請する。

- (1) 設置主体となる医療機関の医療施設内
- (2) 設置主体となる医療機関の敷地内に設置されている既存の建屋
- (3) 設置主体となる医療機関の近隣又は同一市町村内に設置されている公共施設

### 4. 設置期間

県内発生・小流行期～県内流行期・大規模流行期

### 5. 機能

- (1) 新型インフルエンザ外来の機能は下記のとおりとする。
  - ① 新型インフルエンザ患者と一般患者の振り分けを行う。
  - ② 新型インフルエンザ患者の入院の必要性に係る判断を行う。
  - ③ 新型インフルエンザ患者に対する外来治療を行う。
- (2) 患者振り分けの考え方
  - ① 県内流行期・大規模流行期には、検査体制が破綻し、新型インフルエンザウイルス（現時点では H5N1 を想定）の診断が出来ないことが想定される。よって、新型インフルエンザに係る診断が不可能な場合には、新型か否かに関わらず、インフルエンザ症状を呈する患者を新型インフルエンザ患者として取り扱うこととする。
  - ② 一般患者とされた患者には、新型インフルエンザ外来設置医療機関において、通常の診療を提供する。

### (3) 入院の判断

- ① 入院の必要性は、重度の肺炎や呼吸機能の低下の有無などの患者の症状を踏まえて、診察した医師が判断する。
- ② 入院が必要と判断した患者に対しては、受診した医療機関において入院治療を行うが、当該医療機関に空床がない場合には、保健所長に対し、入院可能な医療機関の斡旋を依頼する。
- ③ 地域において入院可能な病床が不足している状況では、入院が必要と判断した患者であっても、やむをえず、自宅療養又は患者収容施設への収容を行うこともある。

### (4) 外来治療

入院の必要性のない患者に対しては、投薬などの外来治療を行い、自宅療養とする。

## 6. 運営における留意事項

診療においては、地域の新型インフルエンザに係る医療体制との連携を図ることとし、可能な場合には、一般の医療機関の診療時間外もカバーするよう診療時間を設定する。

## 7. 設置主体に対する支援

(1) 保健衛生課は、県医師会、郡市医師会と協議を行い、地域の中核病院における新型インフルエンザ外来設置に対する支援のあり方を定める。

これを踏まえ、「新型インフルエンザ対策地域協議会」において協議を行い、地域の中核病院に対する郡市医師会の具体的な支援体制を定める。

(2) 保健所長は、新型インフルエンザ外来設置医療機関を支援するため、職員の新型インフルエンザの罹患等により診療を中止した医療機関に対し、新型インフルエンザ外来設置医療機関に対する医療従事者の派遣などの協力を要請する。

## V 県内流行期・大規模流行期における入院病床の確保について

県内流行期・大規模流行期においては、新型インフルエンザ患者の入院病床の不足が想定されることから、下記の基本方針に基づき、入院病床の確保を図る。

### 1. 既存病床の活用

- (1) 保健所長は、新型インフルエンザ患者の入院病床の不足が見込まれる場合には、医療機関に対し、自宅療養可能な患者の退院を促進し、新型インフルエンザ患者の入院病床確保を図るよう要請を行う。
- (2) 医療法に定める届出病床以外にも利用可能な病室、病床を有する医療機関は、これを新型インフルエンザ患者の入院病床として活用する。なお、この取扱いについては、医療法等の現行法令上において、特例的に認めるよう県から国に要請していく。
- (3) 保健衛生課は、県内流行期・大規模流行期における、新型インフルエンザ患者受入可能病床数について予め把握しておく。(医療法に基づく届出病床以外に利用可能な病室、病床も含む。)

【各保健医療圏の病床確保目標数】

圏域	人口（比率％）	病床確保目標数（病院の総病床数に占める割合）	病院の総病床数（精神除） (h19.4.1現在)
青森	343,886 (23.55)	273 (7.10)	3,860
津軽	320,053 (21.91)	254 (6.46)	3,934
八戸	355,684 (24.36)	283 (8.96)	3,157
西北五	158,280 (10.84)	126 (7.91)	1,593
上十三	195,548 (13.40)	155 (11.65)	1,331
下北	86,693 (5.94)	69 (11.31)	610
県合計	1,460,144 (100)	1,160 (8.01)	14,485

註：病床確保目標数 1,160 床は、青森県新型インフルエンザ対策行動計画において、予測している最大入院患者数 1,160 人（流行開始後第 4、5 週における 1 週当たり患者数）に基づくもので、これを各医療圏の人口（住民基本台帳 18 年 3 月 31 日現在）比により按分し、各圏域ごとの病床確保目標数を算定した。

## 2. 医療機関以外の患者収容施設

国が定めた「医療体制に関するガイドライン」においては、入院が必要な新型インフルエンザ患者が膨大となり、既存の医療機関の収容能力を超えた場合に、都道府県等が、医療機関以外においても医療を提供する体制の確保に努めることとされている。

よって、本県においては、既存病床を十分活用した上で、更に増床を行っても、患者収容が困難となった場合には、知事の判断により、医療機関以外の患者収容施設（以下、患者収容施設という。）を設置することとし、下記のとおり設置のあり方を定める。

なお、患者収容施設については、現時点では、国において具体的な設置方法や医療法等の法令上の取扱いが示されていないことから、今後、新たな取扱いが示された段階で、再度見直しを行う。

### （１）設置主体

患者収容施設として使用する公的施設の立地する市町村を設置主体とする。

### （２）運営

① 患者収容施設の運営は設置主体である市町村が所管し、ベッド、寝具等の患者収容に係る資機材の確保、施設運営に係る要員の確保を行う。

なお、患者収容施設自体の運営に係る経費は設置主体となる市町村が負担する。

② 患者収容施設における医療提供は県が所管し、医療機関や郡市医師会に協力を要請して、収容した患者に対する医療を提供する。

医療の提供については、医療機関が行うことが適切であることから、県は、医療提供の実施主体となる医療機関を確保し、必要な医療従事者及び医療資機材の確保に係る調整を行う。

なお、国が定めた「医療体制に関するガイドライン」において、患者収容施設が居宅の延長線上として整理されていることから、提供する医療は在宅医療として取扱われる見込みとなっている。

③ 患者収容施設では、宿泊と医療の提供を行うが、それぞれ、市町村と県が所管することから、具体的な設置運営方法については、「新型インフルエンザ対策地域協議会」における検討結果を踏まえて、設置主体となる市町村と県が協議を行って定める。なお、患者収容施設は、医療機関等に対して、運営委託を行うことも検討する。

## (2) 設置手続き

- ① 設置主体となる市町村と県は、県内発生・小流行期に患者収容施設の設置準備を開始する。
- ② 保健所長は、地域の医療機関の収容能力を超えた患者が発生し、患者収容施設の設置が必要と判断した場合には、知事に対し、患者収容施設の設置を要請する。
- ③ 知事は、患者収容施設の設置が必要と認めた場合には、設置主体となる市町村長に対し、患者収容施設の設置を要請する。

## (3) 患者収容施設の選定

- ① 患者収容施設については、各地域の人口の分布や医療資源の状況などを踏まえて検討する必要があることから、「新型インフルエンザ対策地域協議会」において協議を行い、予め、地域の公的な研修施設、宿泊施設等の中から適切な施設を選定しておく。なお、県有施設について、適切と判断された場合には、県は、施設の所在する市町村に対して、施設の使用を許可する。

選定した施設については、施設の所有者の了解を得て、各保健医療圏ごとに作成する「地域新型インフルエンザ医療確保シート」に記載する。

- ② 患者収容施設の選定に当たっては、以下の点に留意する。

- ア 大人数の患者が宿泊可能な設備がある。
- イ トイレ・シャワーなどの衛生設備がある。
- ウ 食事の提供が出来る。
- エ 冷・暖房設備がある。
- オ 十分な駐車スペースや交通の便がある。

## (4) 設置期間

県内発生・小流行期～県内流行期・大規模流行期

(地域の医療機関の収容能力を超えた患者が発生し、保健所長が必要と判断した場合に設置を知事に要請し、知事が市町村に設置を要請する。)

## (5) 機能

- ① 病床の不足等により医療機関での入院治療が出来ない新型インフルエンザ患者に対し、必要な医療を提供する。なお、自宅療養可能な患者は対象外とする
- ② 入院医療に準じた医療の提供に努めるが、医療施設ではないことから、

医療の提供内容に制約が生ずるため、重篤な患者に対しては、医療機関において医療を提供するよう努める。

- ③ 設置主体は、必要に応じ、患者に対する食事や介護を提供する。

## VI 社会福祉施設等における対応

社会福祉施設等においては、高齢者や乳幼児のように新型インフルエンザに罹患した場合に重症化が想定される利用者が多いこと、また、高齢者の入所施設については生活の場として機能していることなどから、十分な新型インフルエンザ対策を講ずることが必要である。

よって、社会福祉施設等においては、以下の事項に留意し、厚生労働省が作成した「高齢者介護施設における新型インフルエンザ対策等の手引き」を参考として、新型インフルエンザ対策を進めていくこととする。

註：社会福祉施設等としては、老人福祉法に定める特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護保険法に定める介護老人保健施設、児童福祉法に定める保育所、障害者自立支援法に定める身体障害者更生施設、知的障害者更生施設など、広く、高齢者、障害者、乳幼児などが通所又は入所する施設を想定している。

### 1. まん延防止対策

(1) 未発生期においては、施設職員に対し、新型インフルエンザに係る知識の普及を図るとともに、保健所や協力医療機関等と連携し、予め、施設における新型インフルエンザ対策を定めておく。

また、利用者やその家族等に対し、施設における対策の周知を図るとともに、対策実施に係る協力と連携を求める。

(2) 県内発生・小流行期においては、新型インフルエンザの発生状況を常に把握し、新型インフルエンザ様の症状を有する利用者の利用制限、面会の制限、施設職員の出勤停止などの対策を講ずる。

### 2. 施設内での新型インフルエンザ発生時の対応

(1) 感染症法に基づく入院勧告が実施されている段階においては、速やかに、施設の所在地を所管する保健所に報告を行い、感染症指定医療機関等に患者を受診させる。

(2) 感染症法に基づく入院勧告が中止された段階では、保健所や協力医療機関等との連携により、医療機関の紹介を受けるなどして、患者を受診させる。

(3) 集団感染が発生した場合には、速やかに、施設の所在地を所管する保健所に報告を行うとともに、患者の医療機関への受診や施設内でのまん延

防止などの対策を行う。

(4) 入所施設内で新型インフルエンザ患者の療養を行う場合には、保健所や協力医療機関等との連携により、適切な医療の確保に努めるとともに、居室の移動や職員への感染防護対策などにより、施設内でのまん延防止を図る。また、高齢者については、重症化が想定される場合が多いことから、入院治療が必要となった場合には、速やかに医療機関へ搬送できる体制を整えておく。

### 3. 地域における連携について

本県の新型インフルエンザ対策については、本計画に基本的なあり方を定めるほか、保健所が中心となって、各保健医療圏ごとに、「新型インフルエンザ対策地域協議会」における協議を行い、各地域の具体的な医療提供体制を「地域新型インフルエンザ医療確保シート」を活用し、明らかにすることとしている。

また、県内流行期・大規模流行期においては、保健医療圏内における医療確保は、保健所が調整機能を持ち、関係機関との連携によって、行うこととしている。以上から、社会福祉施設等における、新型インフルエンザ対策については、県及び市町村の福祉部局との連携に加え、地域の医療提供体制を踏まえながら、保健所及び協力医療機関等との連携を図る。

#### 【参考通知】

##### 1. 「社会福祉施設等における新型インフルエンザ対策等について」

(平成17年11月30日雇児総発第1130001号・社援基発第1130001号・障企発第1130001号・老計発第1130001号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局傷害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)

##### 2. 「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」

(平成17年11月8日雇児総発第1108001号・社援基発第1108001号・障企発第1108001号・老発第1108001号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局傷害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)

##### 3. 「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」

(平成17年2月22日健発第0222002号・薬食発第0222002号・雇児発第0222002号・社援発第0222002号・老発第0222002号 厚生労働省健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

##### 4. 「児童福祉施設におけるインフルエンザ様疾患の感染予防等について」

(平成9年1月30日児企発二号厚生省児童家庭局企画課長通知)

## Ⅶ 情報共有のあり方

### 1. 情報共有

#### (1) 共有する情報の内容及び対象機関

共有する情報の内容及び共有を行う機関は、下表のとおりとする。

オープン	情報の内容	県	国	医療機関	県・郡市 医師会	市町村	関係団体等
一部○	新型インフルエンザ患者発生状況	○	○	○	○	○	△
一部○	国のガイドラインに基づくサーベイランス結果	国が定めるサーベイランスガイドライン、実施要領などに基づき情報を共有する。					
×	医療施設の機能の現状	○	△	○	○	○	△
×	医薬品の充足状況	○	△	○	○	○	△
一部○	社会生活基盤の状況	○	△	○	○	○	△

○ 実施 △必要に応じて実施

註：関係団体としては、全国自治体病院協議会青森県支部、医薬品卸組合、県看護協会、県薬剤師会などを想定している。

#### (2) 県の実施体制

- ① 保健衛生課は、新型インフルエンザについて、国や専門機関等から新たな情報が提供され次第、適宜、保健所及び関係機関等へ情報提供を行う。
- ② 保健所は管内における情報の取り纏めを行い、保健衛生課に報告するとともに、必要に応じ、管内の関係機関等に対する情報提供を行う。  
また、保健衛生課は全県の情報集約を行って、保健所及び関係機関等に対する情報提供を行う。
- ③ 県内における新型インフルエンザ患者発生状況及び医療施設の機能の現況等に係る情報収集及び提供のあり方については、別途、「新型インフルエンザサーベイランスマニュアル」を策定し定める。

### (3) 共有手段

#### ① オープン情報

県民に対する周知も含め、広く共有することが適切な情報については、ホームページ等の県広報媒体を活用するほか報道機関の協力を得て、広く公開する。

#### ② クローズド情報

個人情報保護や社会不安の発生防止などの理由により、関係機関のみが共有すべき情報については、メーリングリストを作成するなどして、必要な機関の間で必要な情報を共有する。

③ 情報共有に係る様式、手順等については保健衛生課が予め定めておく。

## 2. 県民に対する情報提供

(1) 県民に対する情報提供は保健衛生課が一元的に行い、その内容を保健所に伝達する。なお、対策本部設置後は対策本部を通じて情報提供を行う。

(2) ホームページ等の県広報媒体を活用するほか、記者発表及び報道機関への資料提供を随時行って、県民へ迅速に情報を提供する。

(3) 以下の事項については、県民に対し積極的に情報提供を行う。

① 各発生段階における新型インフルエンザを疑うべき具体例

② 新型インフルエンザ患者発生状況及び医療施設の機能の現状。

但し、情報提供にあたっては、個人情報の保護及び県民の不安や社会の混乱を招かないよう配慮する。

③ 新型インフルエンザ相談センター、新型インフルエンザ外来の設置状況

④ 救急医療体制や人工透析や産科医療を担う医療機関名など、各保健医療圏の医療体制の状況

⑤ 急患以外の時間外診療や不要不急の外出の自粛要請など、県民の活動に関する事項

## 3. 報道機関に対する協力の要請

県民の不安や社会の混乱を防止するため、県内発生期以降において、報道機関に対し、新型インフルエンザに係る取材及び報道に係る協力を要請する。

## VIII 地域における新型インフルエンザ対策

### 1. 地域における新型インフルエンザ対策

本計画に基づく、各地域の具体的な医療提供体制を定めるため、保健所が中心となって、各保健医療圏ごとに、地域の中核病院、郡市医師会、市町村、搬送機関等の関係機関で構成する「新型インフルエンザ対策地域協議会」を設置して協議を行う。

各保健医療圏の医療提供体制については、「地域新型インフルエンザ医療確保シート」に記載して明らかにする。

### 2. 新型インフルエンザ対策地域協議会

(1) 「新型インフルエンザ対策地域協議会」は、保健所を事務局として、設置運営を行う。青森地域保健医療圏においては、東地方保健所に事務局をおいて、青森市保健所との連携により運営する。

(2) 「新型インフルエンザ対策地域協議会」は、地域の中核病院、郡市医師会、市町村、搬送機関等の関係機関で構成することとし、社会福祉施設等、地域の新型インフルエンザ対策の協議に必要な機関についても、必要に応じ参加を求める。

(3) 保健衛生課は、各保健医療圏の「新型インフルエンザ対策地域協議会」の協議及び「地域新型インフルエンザ医療確保シート」の作成に対し、必要な支援を行う。

### 3. 地域新型インフルエンザ医療確保シート

#### (1) 様式

別添のとおり

#### (2) 作成時期

平成 20 年度内を目途に作成する。

様式

〇〇地域新型インフルエンザ医療確保シート

1. 対象地域

〇〇地域保健医療圏

2. 対策を担当する機関

機関名	担当課	連絡先電話	FAX	e-mail	備考
保健所					
(市町村)					
〇〇市					
〇〇町					
〇〇村					
(地域の中核病院等)					
〇〇病院(新型インフルエンザ外来設置予定機関)					災害拠点病院
〇〇病院(新型インフルエンザ外来設置予定機関)					救命救急センター設置
〇〇病院(新型インフルエンザ外来設置予定機関)					二次輪番病院
〇〇市急患センター					休日夜間急患診療所
(郡市医師会)					
〇〇市医師会					
〇〇郡医師会					
(消防機関)					
〇〇地域消防事務組合消防本部					

### 3. 管内状況

#### (1) 人口構成

年齢別人口構成等

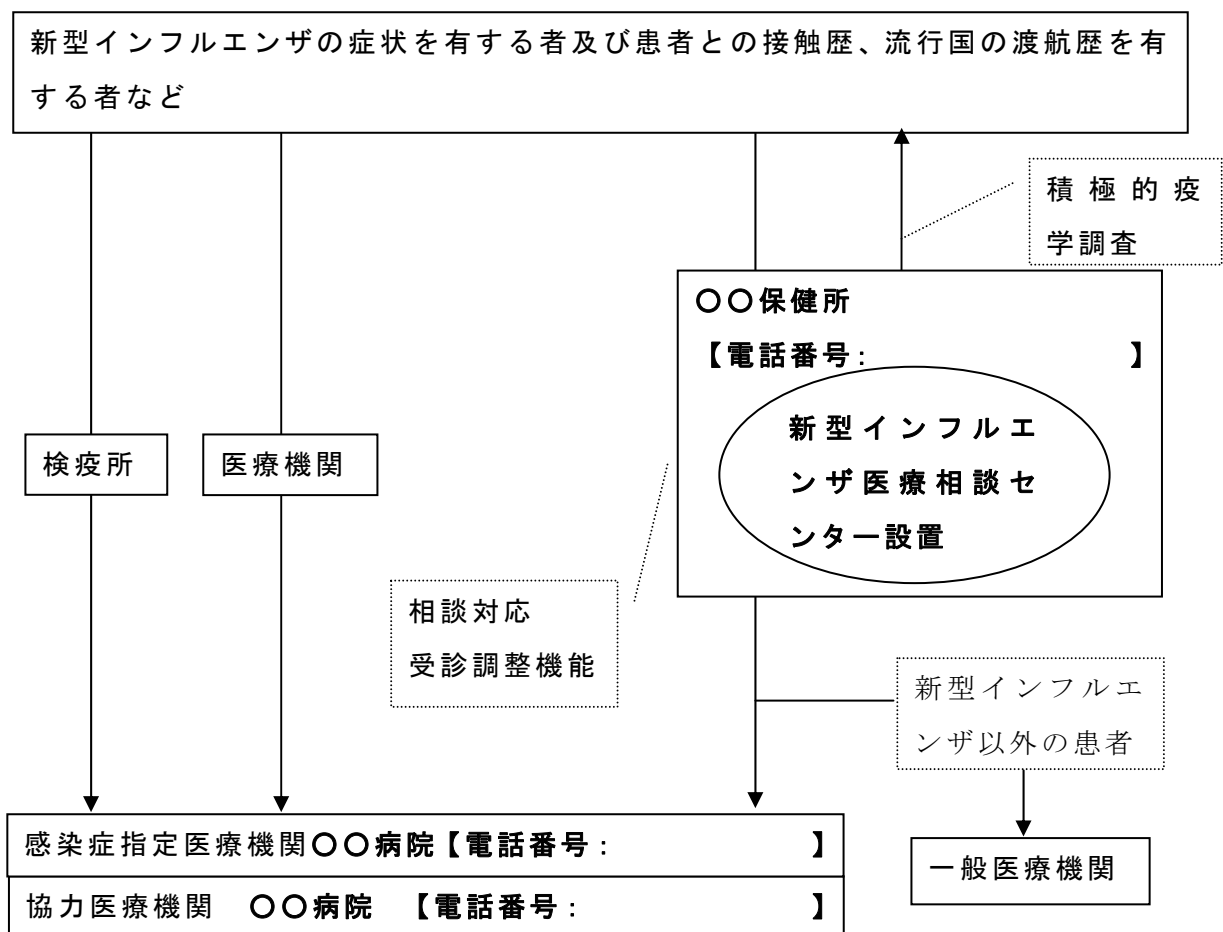
#### (2) 医療施設の状況

医療機関名	診療科	診療時間	病床数	新型インフルエンザ患者受入可能病床数	電話	FAX	e-mail	備考
〇〇病院								人工透析可
〇〇診療所								新型インフルエンザ外来設置

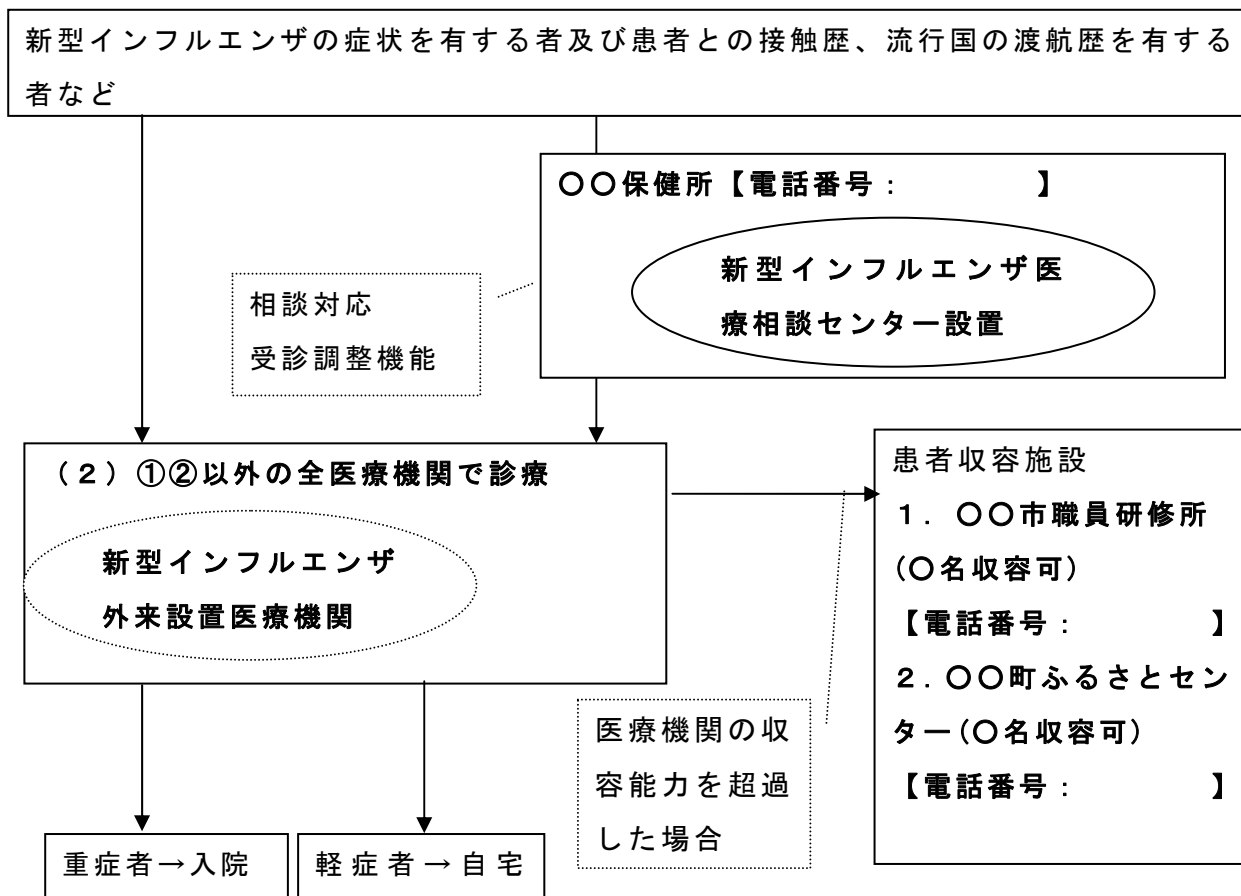
### 4. 医療提供体制

#### (1) 新型インフルエンザに係る医療

##### ① 入院勧告中止前



② 入院勧告中止後



(2) 新型インフルエンザと分離して確保する医療体制

①産科

医療機関名	連絡先電話	FAX	e-mail	診療時間
〇〇病院				
〇〇産科医院				

②人工透析

医療機関名	連絡先電話	FAX	e-mail	診療時間
〇〇病院				
〇〇医院				

(3) 救急医療体制

医療機関名	連絡先電話	FAX	e-mail	診療時間
〇〇病院救命救急センター				
〇〇市急患センター				

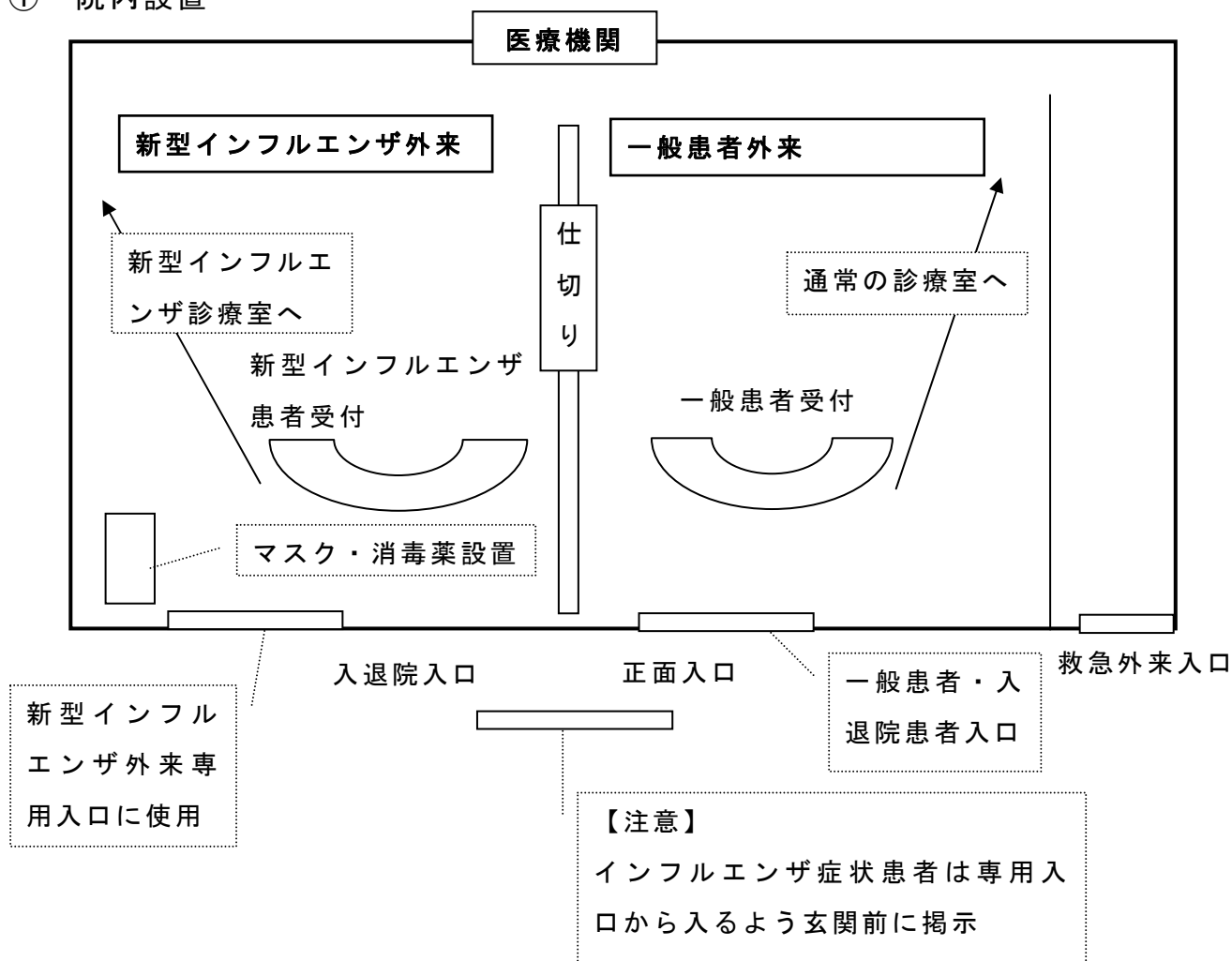
【参考資料】

新型インフルエンザ外来の設置・運営について

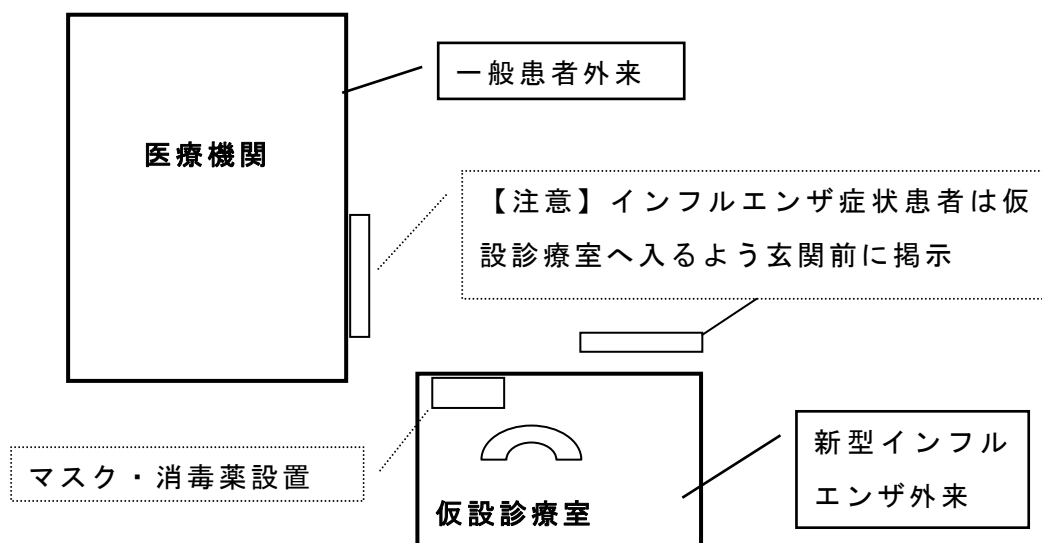
新型インフルエンザ外来の設置・運営については、国が定めた「医療施設等における感染対策ガイドライン」を参考とするほか、以下の設置イメージ図及び患者診療フロー図を参考とする。

1. 新型インフルエンザ外来の設置イメージ図

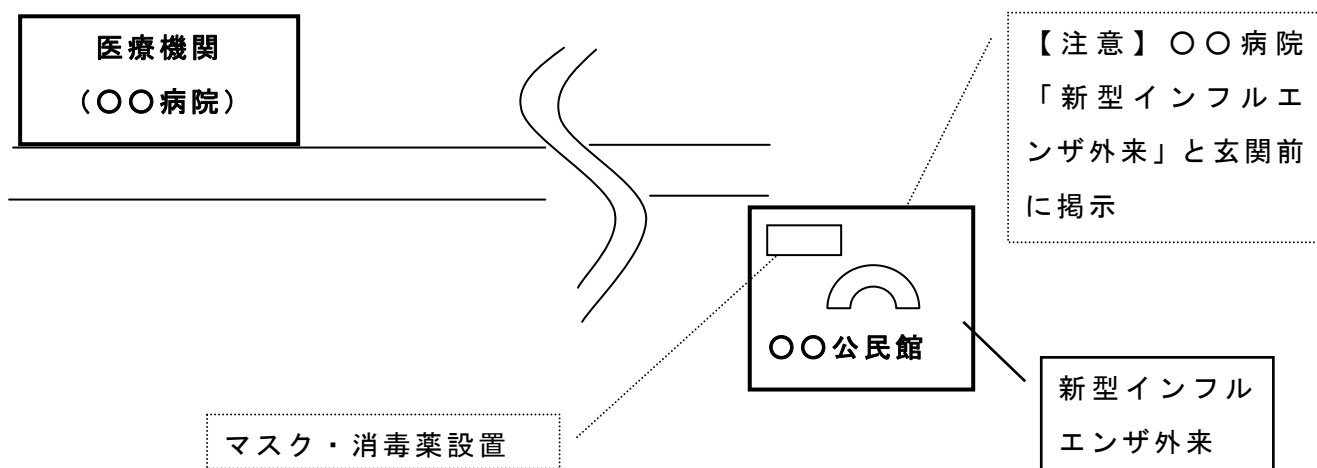
① 院内設置



② 敷地内設置例



③ 近隣の公共施設内設置例



## 2. 新型インフルエンザ外来における患者診療フロー図

